

兵庫県庁舎再整備に係る執務環境整備業務委託公募型プロポーザル審査会設置要綱

(設置)

第1条 「兵庫県庁舎再整備に係る執務環境整備業務」を委託する業者等を特定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の応募図書についての審査を行い、特定業務者を特定することを目的に、「兵庫県庁舎再整備に係る執務環境整備業務委託公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 審査基準及び審査方法の決定に関すること。
- (2) プロポーザルの応募図書の審査及び特定業務者の特定に関すること。
- (3) その他、プロポーザルの実施に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員で組織する。

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は、企画県民部新庁舎整備室長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、また委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第6条 委員（県職員である委員を除く。）が会議その他の審査会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員（県職員である委員を除く。）が審査会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により、旅費を支給する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、企画県民部新庁舎整備室新庁舎企画課において処理する。

(守秘義務)

第9条 委員及び事務局は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし又は自分の利益のために利用してはならない。

- 2 その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。

別表（第3条関係）

（五十音順）

区分	氏名	職名
委員長	日下部 雅之	企画県民部新庁舎整備室長
委員	加納 郁也	兵庫県立大学経営学部教授
委員	上林 憲雄	神戸大学大学院経営学研究科教授
委員	瀧井 智美	株式会社 I C B 代表取締役
委員	仲 隆介	京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科デザイン・建築学系教授